

別紙

栄荘ホームヘルプサービス(総合事業)利用料金表

介護報酬の告示上の額

R3年10月1日

(1)訪問介護利用料(1回当たり:円) <事業所加算(Ⅱ)10%を加算した料金>

身体介護				身体介護に引き続き生活援助を行った場合			
所要時間	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)	所要時間	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
20分未満	184	368	552				
20分以上30分未満	275	550	825	20分以上45分未満	349	698	1,047
				45分以上70分未満	423	846	1,269
				70分以上	496	992	1,488
30分以上60分未満	436	872	1,308	20分以上45分未満	509	1,018	1,527
				45分以上70分未満	583	1,166	1,749
				70分以上	657	1,314	1,971
60分以上90分未満 (30分増す毎に 91円加算)	637	1,274	1,911	20分以上45分未満	711	1,422	2,133
				45分以上70分未満	784	1,568	2,352
				70分以上	858	1,716	2,574
生活援助							
所要時間	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)				
20分以上45分未満	201	402	603				
45分以上	248	496	744				

①その他の加算

適 用		1割負担	2割負担	3割負担
1.初回加算	・新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら介護を行う、又は同行訪問した場合初回月のみ加算。	200円/月	400円/月	600円/月
2.緊急時訪問介護加算	・緊急に居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護(身体介護)を利用者又は家族から要請を受けてケアマネージャーが必要と認めサービス提供した場合加算。	100円/1回	200円/1回	300円/1回
3.早朝・夜間・深夜加算	早朝(6:00~8:00)訪問の場合	利用料金の25%を加算		
	夜間(18:00~22:00)訪問の場合			
	深夜(22:00~6:00)訪問の場合			
4.2人体制加算	利用者の状況に応じ2人介助が認められる場合	利用料金の200%を加算		
5.訪問介護処遇改善加算(Ⅰ)	・職員処遇改善加算(Ⅰ)として1月の利用料と加算の合計額の13.7%を加算			
6.訪問介護特定処遇改善加算(Ⅰ)	・職員処遇改善加算(Ⅰ)として1月の利用料と加算の合計額の6.3%を加算			

(2)介護予防・日常生活支援総合事業訪問型独自サービス利用料(1月当たり:円)

区 分	適 用	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
訪問型独自サービスⅠ	週1回程度の利用(事業対象者・要支援1・2)	1,176	2,352	3,528
訪問型独自サービスⅡ	週2回程度の利用(事業対象者・要支援1・2)	2,349	4,698	7,047
訪問型独自サービスⅢ	週3回程度の利用が必要な場合(要支援2)	3,727	7,454	11,181

①その他の加算

適 用		1割負担	2割負担	3割負担
1.初回加算	・新規に介護予防訪問介護計画書を作成した利用者に対して初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら介護を行う、又は同行訪問した場合初回月のみ加算。	200円/月	400円/月	600円/月
2.訪問型独自サービス処遇改善加算(Ⅰ)	・職員処遇改善加算(Ⅰ)として1月の利用料と加算の合計額の13.7%を加算			
3.訪問型独自サービス特定処遇改善加算(Ⅰ)	・職員処遇改善加算(Ⅰ)として1月の利用料と加算の合計額の6.3%を加算			

上記の利用料金に同意します。

令和 年 月 日

氏名

印